

## 八王子市特別職報酬等審議会議事録

令和5年(2023年)10月30日(月)

午前10時30分～午前11時30分

議会棟 第5委員会室

出席者 三浦眞一委員(会長)、榎崎亮一委員(会長職務代理)、伊藤則久委員、田中和敏委員、秋間利久委員、森田泰介委員、工藤美奈子委員、須永進委員(委員8名)  
(藤田愛樹委員、伊久美優子委員 欠席)  
総務部長、職員課長、職員課主査、職員課主任(計5名)

### 開 会

- 1 会長選出
- 2 職務代理者指定
- 3 諮問
- 4 審議

### 〔配付資料〕

- ・八王子市特別職報酬等審議会委員名簿
- ・人事委員会勧告等の概要 (資料1)
- ・特別職報酬等一覧 (資料2-1・2-2)
- ・市長等特別職及び議員の期末手当支給率等(資料3-1・3-2)
- ・諮問書(写)
- ・八王子市特別職報酬等審議会条例

【会長】これより審議を開始します。まず諮問のあった事項を検討するため、事務局から状況等の説明をお願いします。

【事務局】それでは、はじめに、これまでの審議経過について御説明します。

平成28年度から昨年度までは、中核市や人口規模等が類似した団体との状況を比較し審議しましたが、特別職の報酬等においては、額を改定するまでの大きな変化は生じていないものとして、議員報酬及び市長等の給与については改定を行っていません。

報酬額を改定したのは、平成27年度まで遡ることとなります。平成27年度については、審議会を7回開催し、中核市及び人口50万人以上の類似団体の報酬等の現状並びに人事院勧告や東京都人事委員会勧告といった民間の動向等を分析するとともに、平成27年4月1日の中核市移行による権限と責任の拡大を踏まえ、社会経済情勢及び本市の状況を確認し、特別職の報酬及び給料の額については職責に応じたものでなければならぬと

いう議論の中で、議員の報酬と市長の給与について増額を行い、一方で教育長及び常勤監査委員については他市と比べ高い水準にあったことから減額する改定を行いました。

そして、今回については、令和4年10月27日の前回答申から1年が経過したことから、特別職の報酬等が適正な水準を維持しているか、御審議いただくものです。

それでは、資料1「人事委員会勧告等の概要について」をご覧ください。

これは東京都人事委員会が、地方公務員法に基づき、職員の給与水準を民間従業員の給与水準に均衡させることを基本として、公民較差の精確な算定を行い、適正な給与水準を確保するよう勧告したものです。具体的な勧告の内容ですが、例月給、特別給ともに2年連続の引上げ改定となります。例月給については、3,569円、0.88%の公民較差解消のため、給料表を引上げ改定とし、特別給(賞与)については、年間支給月数を4.55月から4.65月分へ0.1月数分引上げ、勤勉手当に配分するとしています。

次に、特別職の報酬額の状況について説明します。それでは、資料2-1、資料2-2の「特別職報酬等一覧」を御覧ください。資料2-1については、中核市の状況を、資料2-2については、人口規模等が類似する団体の状況を一覧にまとめたものです。資料については、一番左側から、令和5年1月1日時点の住民基本台帳人口を、次に左側から市長、副市長、教育長、常勤監査委員、議長、副議長、常任委員長、議運委員長、議員の順に報酬額を掲載し、人口及びそれぞれの額の左欄は順位を表示しています。報酬額の改定については、どの自治体も昨年度から変更が無かったことから、金額の右側の増減欄は、全て空欄となっています。また、資料2-2についても、類似団体における報酬額や順位についても、前年度から変動ありません。

【会長】事務局からの説明に関して、御質問がある方は挙手をお願いします。

(委員からの質問なし)

【会長】質問はないようなので、御意見はございますか。

(委員からの意見なし)

【会長】今回は、資料にある全ての自治体において、報酬額や順位の変動がないので、御意見、御質問は特にないようですね。

それでは、審議会の意見としては、昨年11月の答申から1年が経過していますが、現在の特別職の報酬等は適正な水準を維持しているとしてよろしいでしょうか。

(特に意見なし)

【会長】特に御意見はないようなので、本審議会の意見としては、「東京都人事委員会の令和5年の勧告内容及び類似都市の報酬等の状況を参考に審議を行ったが、現行の特別職の報酬等については、今回改定すべき状況にはないことから、議員報酬及び市長等の給料については、現行の額を据え置くことが妥当である。」ということによろしいでしょうか。

【委員】異議なし

【会長】それでは事務局で審議会の意見をふまえて答申書の作成をお願いします。

事務局が答申書を作成している間に報告事項に移りたいと思います。

## 5 報告

【会長】事務局から特別職の期末手当の支給率について報告をお願いします。

【事務局】特別職の期末手当の支給率については、審議事項ではありませんので、参考として委員の方からの意見を伺いたく報告するものです。

本市では、これまで東京都人事委員会勧告を踏まえた職員の期末・勤勉手当の年間支給月数の改定と合わせて、職員との均衡を図るため特別職の期末手当の支給月数の改定をしてきました。

資料3として令和5年4月時点の中核市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率等を一覧にまとめています。資料は左側から、算定基礎として支給額を計算する際の基礎となる給料月額、地域手当、役職加算の3つの要素を、次に計算方法を示しています。算定基礎の各要素の欄については、期末手当の支給額を計算する際に盛り込んでいるものには丸印を付しています。計算方法の右側には、市長、副市長、教育長、議会の議員の順にそれぞれの給与月額、年間支給月数、役職加算の割合、年間支給額と年間支給額の中核市内での順位を表示しています。

資料3-2は、令和5年4月時点の東京都26市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率等を一覧にまとめたものです。左側から市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順に、給料月額、年間の支給月数、役職加算率、年間支給額、26市内での順位を表示しています。八王子市の市長等特別職及び議員の期末手当の年間支給月数は、全て4.55月分となっています。

令和5年の東京都の勧告では、職員の特別給(賞与)について年間支給月数を4.55月から4.65月へと0.1月分引上げ、その配分を期末手当と勤勉手当とあるうち勤勉手当により実施するとしておりますが、特別職については職の性質上、期末手当しかないため、年間の引上げ分をその期末手当により実施するものです。

資料としては、中核市及び26市の状況を資料3-1、3-2と配付していますが、権限や職責等からみると、資料3-1の中核市における状況において、比較・検討し、御意見をいただければと思います。また、単に支給月数だけでなく、盛り込まれている要素や年間支給額も併せて、比較していただければと思います。具体的には、資料3-1のNo.32に豊田市がありますので、市長の欄を御覧いただければと思います。年間支給月数は3.3月となっており、本市より低い支給月数となっておりますが、算定要素として給与月額、地域手当、役職加算、管理職加算が盛り込まれているため、年間支給額は本市よりも高く、611万7,598円となっております。本市は地域手当を盛り込んでいないので、このような状況となっております。

なお、事務局において、他市の改定状況を確認したところ、本市を除く25市中15市が改定する状況でした。

【会長】特別職の期末手当につきましては、本審議会の審議事項ではありませんが、皆様から御意見があればお願いいたします。

【委員】26市の中で人口が一番多いのは八王子市ですが、税収など、財政的にも八王子市が一番多いのでしょうか？

【職員課長】財政規模についても、26市の中では八王子市が一番大きいです。

【委員】人口が一番多いということは、役割や責任が人口に応じて重くなるということでしょうし、税収等も多いのであれば、26市の中で期末手当の額の順位が1位であっても、規模からするとやむを得ないと思います。

中核市の中では、八王子市と異なって、期末手当を算定する際に地域手当を含んでいる自治体が多くありますが、八王子市の支給額には地域手当は含んでいないのですね。

【職員課長】八王子市は地域手当を含んでいません。算定方法は、自治体ごとに違いますので、年間支給額総額で比較していただくとよろしいかと思います。

【会長】他に御意見はありますか。

【委員】前年度の議事録などを確認すると、経済情勢や他市との比較で審議を行っていますが、一部の国立大学の教員では、業務の内容、実績などによって、金額が決められているケースがみられる。特別職についても、市の中で大きな権限を持っていたわけですから、公約の到達度や客観的な指標をもって、そのような内容の議論も含めて金額を決めるべきではないでしょうか。そうでないと多くの市民の方はその金額が妥当であるか判断できないのではないのでしょうか。もっと特別職の方の業績のようなものを目に見える形で出していくべきだと思います。特別職の報酬などはそういったものは反映されないのでしょうか。

【職員課長】市の職員については業績評価があります。特別職についてはそのような業績評価はありませんが、八王子未来デザイン2040など総合的な計画を立てておりまして、その実現に向けて取り組み、予算及び決算などを議会において審議していただいておりますので、それが特別職の評価に代わるものだと認識しています。

【委員】特別職においては選挙で公約を出しています。それがどれだけ達成できているかを踏まえて、人事委員会勧告にある社会情勢が加味されて、金額が決定されていることになるのでしょうか。

特別職も公務員だと思いますが、一部の国立大学の教員なども今は業績を尺度としていくところがあります。市長や議員も議会等でそういったことを業績として明確化して、報酬に反映していくべきではないでしょうか。

資料1の「令和5年人事委員会勧告等の概要」の5にも今後の課題にも書いてありますので、市において、もう少し目に見えるように評価する必要があると思います。

【職員課長】資料1の内容は一般職員についての勧告となります。一般職員は業績評価がありますが、特別職は選挙で市民の信託を受けてその職についておりますので、その業績について評価するのは、行政ではなく市民であると考えています。

【委員】今後の課題として挙げられているので、課題で終わらせないで、検討していったほしいと思います。

【会長】他に御意見等はありませんか。いくつか委員の方から御意見等をいただきましたが、本審議会としては、特別職の期末手当について、今回は職員とあわせて改定することが妥当である、という意見としてよろしいでしょうか。

皆さんからの御意見は、参考意見として議事録に記載していただきますようお願いいたします。

答申案が整ったようなので、事務局は配付、読み上げをお願いします。

【事務局】〔答申案配付・読み上げ〕

【会長】答申案を読み上げていただきましたが、御異議はございますか。

【委員】異議なし。

【会長】それでは、以上をもって審議会の答申とさせていただくということで、よろしいですか。

【委員】異議なし。

【会長】答申の内容については、案のとおりとさせていただきます。

【会長】それでは、事務局で体裁を整えて、市長へ提出をお願いしたいと思います。

本日の審議は以上で終了とします。今回の議事録については、ホームページで公表することになりますが、事務局は公表前に各委員に内容確認願います。

ありがとうございました。

閉 会